

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成25年7月5日
【会社名】	株式会社ソフトフロント
【英訳名】	Softfront
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阪口 克彦
【本店の所在の場所】	札幌市中央区北9条西15丁目28番地196
【電話番号】	代表 011(623)1001
【事務連絡者氏名】	管理部 部長 高野 誠一
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区北9条西15丁目28番地196
【電話番号】	代表 011(623)1001
【事務連絡者氏名】	管理部 部長 高野 誠一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 3,293,510円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 203,557,110円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) (注) 平成25年7月16日に実施される現物市場統合以降は、以下の場所での縦覧に変更となります。 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	758個(新株予約権1個につき20株)
発行価額の総額	3,293,510円
発行価格	新株予約権1個につき4,345円(新株予約権の目的である株式1株当たり217.25円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成25年7月22日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ソフトフロント 経営企画室 東京都港区赤坂四丁目2番19号
払込期日	平成25年7月23日(火)
割当日	平成25年7月23日(火)
払込取扱場所	株式会社北海道銀行 札幌駅前支店

- (注) 1. 第7回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、平成25年7月5日(金)開催の当社取締役会決議によるものであります。
2. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなないこととなります。
 3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものいたします。
 4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社ソフトフロント 普通株式(社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある同法第128条第1項に定める振替株式となる。) 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株制度は採用していない。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、20株(以下「対象株式数」という。)とする。</p> <p>2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は当社普通株式15,160株とする。ただし、本新株予約権の割当日後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項「行使価額の調整」に従い行使価額の調整を行った場合、次の算式により対象株式数を調整する。</p> $\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、同項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 調整後対象株式数は、当該調整事由に係る同項による行使価額の調整に関し、同項に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。</p> <p>3. 本欄第2項に基づき対象株式数の調整を行った場合において、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>4. 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は四捨五入するものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、13,210円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$ <p>調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。</p> <p>(2) 当社は、本項第(1)号の場合のほか、本項第(3)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$

(3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(5)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式もしくは取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の取得、転換又は行使による場合、及び合併、株式交換、株式移転又は株式分割に伴って交付される場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする、以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、当社普通株式の無償割当について株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないときは当該割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。

取得条項付株式もしくは取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(5)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(5)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得条項付株式もしくは取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てがその発行時点の行使価額で取得、転換又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、取得、転換は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得条項付株式もしくは取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得条項付株式もしくは取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該承認があったときは、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って決定する数の当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

	<p>(4) 本項第(1)号から第(3)号までの規定にかかわらず、行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(5) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(3)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(1)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(6) 本項第(1)号及び第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>203,557,110円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成25年7月24日から平成27年7月23日までとする。ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ソフトフロント 管理部 東京都港区赤坂四丁目2番19号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社北海道銀行 札幌駅前支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の150%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下、「取得日」という。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき4,345円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という。)をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。</p>

	<p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「新株予約権の行使の条件」欄及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--	---

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

3. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

4. 総数引受契約におけるファーストリフューザル条項

当社は、本有価証券届出書の効力発生後、本新株予約権の割当予定先であるOakキャピタル株式会社との間で以下の内容を含む総数引受契約(以下「本契約」という。)を締結いたします。

(ファーストリフューザル)

当社が株式又は新株予約権(但し、当社の役員及び従業員に対するインセンティブを付与する目的のものを除く。以下、「新株等」という。)による資金調達を行う場合には、Oakキャピタル株式会社において、所定の手続に従い、その引受の優先権を有するものとする。なお、Oakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権が存在しなくなった時点又は本新株予約権の行使期間が満了した時点のいずれか早い時点で、かかる優先権は消滅するものとする。

5. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
203,557,110	2,900,000	200,657,110

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(3,293,510円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(200,263,600円)を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、以下のとおりであります。

(新株予約権公正価値算定費用) 1,000,000円

(弁護士報酬) 500,000円

(登記費用等) 1,400,000円

4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(2)【手取金の使途】

当社は、「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第16期事業年度)「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (5) 経営戦略の現状と見通し」に記載のとおり、平成25年5月10日付で新たな「中期経営計画」を策定し、「3つの事業領域で成長」すること(既存事業をベースに成長、アジアマーケットを新規市場として捉える、新たな成長基盤としてサービス事業に取り組む)を掲げ、事業を進めております。

当該「中期経営計画」は、次のURLからご覧頂くことができます。

(当社ホームページ)

http://www.softfront.co.jp/company/idea/lib/130510_policy.pdf

3つの事業領域のうち、新たな成長基盤として取り組むサービス事業の領域においては、ユーザーが求めている価値をより追求し、価値あるサービス事業をパートナーとともに新たに開発することにより成長を図り、当社の企業価値の向上につなげてまいります。これに必要な事業開発及び研究開発から収益化に至るまで、一定の先行投資が生じるため、資金調達が必要となります。また、グローバル市場への事業展開により成長を図る海外事業領域においては、その第一歩として平成25年4月25日に「ベトナム子会社設立に関するお知らせ」で開示したとおり、ASEANの中でも経済成長が見込まれるベトナムに子会社を設立し、販売網の構築を行うとともに、現地開発拠点を設けることによる生産性の向上を図り、事業を成長させ、当社の企業価値の向上につなげてまいります。現地子会社を立ち上げ、収益化するまでに一定の先行投資が生じるため、資金調達が必要となります。

本新株予約権による資金調達につきましては、平成25年7月24日から平成27年7月23日までの権利行使期間中に、権利行使に伴う払込み後、一旦、手元資金とし、次のとおり、サービス事業領域における統合型付加価値サービス分野での事業開発・研究開発資金及び海外事業領域におけるベトナム現地法人の拡充のための事業開発・研究開発資金にそれぞれ充当する予定であります。なお、本新株予約権は、その性質上、段階的に行使が進んだり、行使価額が市場株価を上回っている状況においては、行使が進まない状況になったりすることが想定され、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載の本新株予約権と合わせて発行する新株式（以下、「別件新株式」という。）で調達する資金の使途に比べて、本新株予約権で調達する資金の使途は、最新時点の需要の優先度に応じて段階的に実施でき、柔軟に見直すことができる事業開発及び研究開発に充当することを想定しております。また、行使が進まない状況が継続し、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があります。その場合には事業開発・研究開発計画の見直しに加えて、別途資金調達の検討を進めていく所存であります。

なお、実際の支出時期より前に資金が確保できた場合、調達された資金は銀行預金とし、安定的に管理してまいります。

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
サービス事業領域における統合型付加価値サービス分野での事業開発・研究開発資金	150百万円	平成25年7月～平成27年7月
海外事業領域におけるベトナム現地法人の拡充のための事業開発・研究開発資金	50百万円	平成25年7月～平成27年7月

（注）1．サービス事業領域におけるIP電話を含めたリアルタイム通信の統合型付加価値サービス分野でのサービス展開を検討しているパートナーとの協業案件での事業開発・研究開発に充当いたします。事業開発及び研究開発の内容は次のとおりであります。

事業開発：IP電話を含めたリアルタイム通信の統合型付加価値サービス分野でのサービス展開を検討しているパートナーとの協業において、当社自体が行う統合型付加価値サービス仕様の企画やマーケティングなどがあります。サービス仕様の企画を行う人件費や外部に委託するマーケティング費用などで73百万円の資金を想定しております。

研究開発：統合型付加価値サービスを実現する上で必要となる自社のソフトウェア製品の開発を行うものであり、当該パートナーが本ソフトウェア製品を活用してサービスの提供を行うことを想定しております。ソフトウェア製品の開発のための人件費や一部のソフトウェア開発を外部委託する外注加工費などで77百万円の資金を想定しております。

なお、別件新株式の発行で調達する資金に係るクラウド型インターネットサービス分野での事業開発・研究開発の案件に比べて、開発する通信機能が多岐に渡り、またソフトウェア構造をより細分化できるため、本新株予約権の行使による資金調達状況に応じて段階的に実施でき、柔軟に見直すことができる事業開発及び研究開発を想定しております。また、行使が進まない状況の場合は、前述のとおり対応して参ります。

2．海外事業領域におけるソフトウェアの製品販売やソフトウェア受託開発などの事業を行うベトナム子会社におけるソフトウェア受託開発体制の大規模化、販売体制の強化、取扱いソフトウェア製品の種類の拡充などのための事業開発・研究開発資金に充当いたします。事業開発及び研究開発の内容は次のとおりであります。

事業開発：ベトナム子会社の初期段階での基本的な体制や販路構築に加えて、それらを拡充するための活動となります。オフィス関連費用、人件費、地代家賃、ソフトウェア開発機材などの費用で22百万円の資金を想定しております。

研究開発：初期段階の研究開発で開発するベトナム市場向けの自社製品に加えて、多数の自社製品を増やし、拡充を行うものであります。開発のための人件費や一部のソフトウェア開発を外部委託する外注加工費などで28百万円の資金を想定しております。

なお、別件新株式の発行で調達する資金に係るベトナム子会社の初期段階での活動に比べて、体制や販路構築の拡充を行う位置付けのものであるため、本新株予約権の行使による資金調達状況に応じて段階的に実施でき、柔軟に見直すことができる事業開発及び研究開発を想定しております。また、行使が進まない状況の場合は、前述のとおり対応してまいります。

また、別件新株式の発行による資金調達につきましては、次のとおり、サービス事業領域におけるクラウド型インターネットサービス分野での事業開発・研究開発資金及び海外事業領域におけるベトナム現地法人の立ち上げとその事業の一部拡充のための事業開発・研究開発資金にそれぞれ充当する予定であります。

なお、調達された資金は銀行預金とし、安定的に管理してまいります。

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
サービス事業領域におけるクラウド型インターネットサービス分野での事業開発・研究開発資金	68百万円	平成25年7月～平成26年3月
海外事業領域におけるベトナム現地法人の初期段階での基本的な事業開発・研究開発資金	30百万円	平成25年7月～平成26年3月

(注) 1. サービス事業領域におけるクラウド型インターネットサービス分野でのサービス展開を検討しているパートナー(分野が異なるため、統合型付加価値サービス分野でのパートナーとは異なることが想定されます。)との協業案件での事業開発・研究開発に充当いたします。事業開発及び研究開発の内容は次のとおりであります。

事業開発：クラウド型インターネットサービス分野でのサービス展開を検討しているパートナーとの協業において、当社自体が行うクラウド型インターネットサービス仕様の企画やマーケティングなどであり、サービス仕様の企画を行う人件費や外部に委託するマーケティング費用などで36百万円の資金を想定しております。

研究開発：クラウド型インターネットサービスを実現する上で必要となる自社のソフトウェア製品の開発を行うものであり、当該パートナーが、本ソフトウェア製品を活用したサービスの提供を行うことを想定しております。ソフトウェア製品の開発のための人件費や一部のソフトウェア開発を外部委託する外注加工費などで32百万円の資金を想定しております。

2. 海外事業領域におけるソフトウェアの製品販売やソフトウェア受託開発などの事業を行うベトナム子会社の設立、販売網の構築、自社製品開発などのための事業開発・研究開発に充当いたします。事業開発及び研究開発の内容は次のとおりであります。

事業開発：ベトナム子会社の立ち上げに加えて、初期段階での基本的な体制や販路構築などの活動となります。オフィス設立費用、人件費、地代家賃、ソフトウェア開発機材などの費用で27百万円の資金を想定しております。

研究開発：ベトナム市場向けの自社製品の開発を行うものであります。開発のための人件費や一部のソフトウェア開発を外部委託する外注加工費などで3百万円の資金を想定しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、平成25年7月5日開催の当社取締役会において、本新株予約権の発行とともに、新株式の発行を決議しております。新株式の発行の概要は以下のとおりであります。

- (1) 株式の種類：普通株式
- (2) 発行数：8,327株
- (3) 発行価額の総額：100,007,270円
- (4) 発行価格：1株につき12,010円
- (5) 募集の方法：第三者割当
- (6) 割当予定先：Oak Capital株式会社
- (7) 申込期間：平成25年7月22日
- (8) 払込期日：平成25年7月23日

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	O a k キャピタル株式会社	
	本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第152期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）	平成25年6月25日提出日
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	割当予定先は、当社が平成23年8月19日に割り当てた第三者割当による第4回新株予約権を保有しております。また、当社の関連会社であるデジタルポスト株式会社に対して、割当予定先は純投資の目的で出資（出資比率：33.71%）を行っております。	
	人事関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。当社の関連会社であるデジタルポスト株式会社において、当社と割当予定先はそれぞれ役員の兼任があります。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	当社は割当予定先に対し、当社の事業拡大のための資本政策、経営戦略、財務戦略、成長戦略、新規事業等に関するアドバイザー業務を平成25年7月5日付で委託（契約金額5百万円）しております。	

c. 割当予定先の選定理由

前記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載のとおり、当社は平成25年5月10日付で策定した新たな「中期経営計画」に基づく新たな成長基盤として取り組むサービス事業の領域及びグローバル市場への事業展開により成長を図る海外事業領域において、収益化するまでに一定の先行投資が生じるため、資金調達を行うことといたしました。

かかる判断のもとで、当社の事業概要及び事業戦略を理解した上で当該資金調達に賛同頂ける割当先を選定するに際し、当社は平成25年3月より、平成23年8月19日付で割り当てた第4回新株予約権（行使価額が市場株価を上回っている状況が継続しており、行使は行われておりません。）の割当先であり、かつ当社の関連会社であるデジタルポスト株式会社の筆頭株主（出資比率：33.71%）でもあるO a k キャピタル株式会社に加えて、証券会社等からの紹介先等を含む複数の候補先と度重なる協議を行い、その結果、その資金供給能力に加えて、平成23年9月4日「次世代向けデジタル郵便事業の開始のお知らせ」で開示した共同によるデジタルポスト事業の新規構築という代表的な成果や様々な企業との提携関係を有することなどから、O a k キャピタル株式会社の何もないところから新たな事業を企画する企画提案力、複数企業の有する力を結集して新たな事業を創り出す事業創出能力及び顧客開拓能力が他社に比べて優れていて、当社がこれから新たに創出し、推進する事業においても顧客や事業提携先の紹介などで寄与することが今後も期待されると判断し、同社を割当先の有力候補として平成25年6月に選定いたしました。

O a k キャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場する独立系の投資会社として中立的な立場から、幅広い企業ネットワークを持っており、国内外での投資実績は豊富であり、かつ、潜在成長力を持つ新興上場企業に対する投資を積極的に行っております。同社はファイナンスの引受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、クライアント企業の成長戦略の策定や営業支援などを行うアドバイザー業務などを手掛け、企業価値向上のための総合的な支援体制を築いております。また、同社は平成24年4月より新興市場のIT企業向けに「ビジネスモデルの創出」と「成長シナリオの戦略」を立案し、新たな収益部門の構築を支援する成長支援投資を開始しております。更に平成25年5月より、株式市場が上昇基調に転じたことから、投資戦略の拡大、株式運用の開始、投資対象の拡大といった経営環境及び投資環境に対応した投資戦略を積極的に展開する方針を表明しております。

当社は、平成23年に同社から当社の事業拡大のための資本政策、成長戦略策定及び顧客・事業提携先の紹介等に関するアドバイザー業務の提供を受け、成長戦略の策定や営業支援に関するノウハウ面での協力及び顧客の紹介など、積極的な協力を得ることができ、その代表的な成果が前述のデジタルポスト事業の構築であります。今般、再度平成25年7月5日付で同社にアドバイザー業務（資本政策、成長戦略に関する提案等）を委託することとし、当社の新たな中期経営計画に沿った新規事業展開の検討に資する予定であります。

この度の割当先としての選定によって、当社が持つ技術力や事業規模が更に拡大することが、結果として当社の企業価値向上に貢献するものと考えております。別件新株式及び本新株予約権の割当てにより、当社の資金需要を充たすことが見込まれるとともに、同社を選定することにより、顧客や事業提携先の紹介など事業展開に有利であると判断し、最終的に平

成25年7月5日開催の当社取締役会において、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、今回の事業開発・研究開発への割当予定先の参画は未定であります。割当予定先の参画を含めて、事業開発・研究開発の内容につきましては、開示できる状況になりましたら、速やかに開示してまいります。

d．割り当てようとする株式の数

割当予定先であるOakキャピタル株式会社に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は15,160株であります。

e．株券等の保有方針

割当予定先であるOakキャピタル株式会社より、別件新株式及び本新株予約権並びにその行使により取得する当社株式を、当社の業務を支援し企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨の確認書を受領しております。

f．払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるOakキャピタル株式会社より、別件新株式及び本新株予約権に係る払込金額については、払込期日にその全額を払い込む旨並びに必要な資金も確保されている旨、及び本新株予約権の行使価額についても、実際に行使する場合に必要な資金の手配について特に支障はない旨を示す確認書を受領しております。これに加えて、当社は、平成25年7月4日現在の同社の資金繰表の閲覧等により、同社が別件新株式の払込金額の総額及び本新株予約権の発行価額の総額の合計以上の現預金を保有していること、払込期日である平成25年7月23日時点においても保有している見込みであること、及び本新株予約権の行使に必要な資金について同社が保有する営業投資有価証券の売却益を充当するなど資金調達手段を確保していることを確認しております。

これらの確認に基づき、当社においてはOakキャピタル株式会社の資金の確保について、特段の問題はないものと判断しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先は株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しております。割当予定先が株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」の「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」欄において「(7) 当社は、「コンプライアンス行動規準」、「反社会勢力対応規程」に基づき、警察、顧問弁護士等との連携により、市民生活の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断する。」との記載があることを確認し、当該割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会勢力等には該当せず、また、反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとされております。

3【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価額は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるブラックショールズ式及びモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区）が算出した算定価格を踏まえ、割当予定先との協議・交渉の結果、本新株予約権1個当たりの発行価額を金4,345円といたしました。なお、第三者機関からの算定結果につきましては、算定に係る前提条件及びその算定方法について、適正なものであることを確認しております。

また、本新株予約権の行使価額は、割当予定先との協議・交渉の結果、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成25年7月4日の大阪証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値（12,010円）に対して、9.99%のプレミアムを加えた13,210円といたしました。なお、別件新株式の発行価額は、割当予定先との協議の結果、別件新株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成25年7月4日の大阪証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値である12,010円を発行価額といたしておりますが、別件新株式の発行価額の算定において、別件新株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を採用いたしましたのは、直近の株式市場全体の株価動向と当社株式の株価動向の相関関係及び当社株式の売買高の推移等により、直近の当社株式の株価は比較的安定的に推移していて、かつ平成25年3月期の決算発表を行った後の直近1か月間の終値平均が当社の最近の実態を反映していて参考とされるべきところ、当該平均と本発行価額の乖離は大きくないことから、当該終値がより適正な当社の株式価値を表しているものと判断したことに

よるものであります。なお、かかる発行価額につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しております。一方、本新株予約権の行使価額の算定において、プレミアムを加えたのは、一時に払込みのなされる別件新株式と異なり、本新株予約権の場合は、その性質上行使期間において段階的に行使されるものであるところ、割当予定先から当社の事業の成長性を高く評価しており、当社の事業拡大のための資金提供により当社の企業価値向上が図られることなどから、プレミアムを付することの提案があり、これを受け、当社は、当社株式の株価動向、当社の資金需要、既存株主の皆様にご与える希薄化の影響が段階的となり得る点などを考慮した上で、割当予定先と協議・交渉した結果、プレミアム率を9.99%とすることで割当予定先と合意したためであります。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均12,750円に対するプレミアム率は3.61%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均13,776円に対するディスカウント率は4.11%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均14,262円に対するディスカウント率は7.37%となっております。

以上のことから、本新株予約権の発行価額及び行使価額については、適正かつ妥当な価額であり、本新株予約権の発行は有利発行には該当しないものと判断いたしました。この判断に基づいて、当社取締役会では、このたび調達する資金を事業開発・研究開発資金に充当し、事業開発・研究開発により事業の拡大を図るという今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株予約権の発行条件について十分に討議、検討を行い、出席取締役全員の賛成により本新株予約権の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査役3名全員(いずれも社外監査役)から、本新株予約権の発行は、有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。当該意見においては、本新株予約権の行使価額の算定方法は、時価を基準に割当予定先との協議の結果9.99%のプレミアムを付していることに加え、本新株予約権の発行価額の算定にあたり第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、本新株予約権の行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の本新株予約権の公正価値に影響を及ぼす可能性のある事象を前提とし、かつ、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているブラックショールズ式及びモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、第三者評価機関による公正価値の評価額は適正かつ妥当な価額と解されるところ、当該評価額を踏まえて決定された発行価額による本新株予約権の発行は有利発行には該当しないと考えている旨が述べられております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

別件新株式の発行による株式数8,327株及び本新株予約権の目的である株式の総数15,160株を合わせた23,487株に係る割当議決権数は23,487個となり、当社の総議決権数92,002個(平成25年3月31日現在)に占める割合が約25.53%(別件新株式発行分:約9.05%、本新株予約権行使分:約16.48%)となります。したがって、支配株主の異動はないものの、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
O a kキャピタル株式会社	東京都港区赤坂八丁目10番24号	-	-	23,487	20.34%
村田 利文	札幌市中央区	7,704	8.37%	7,704	6.67%
NTTインベストメント・ パートナーズファンド投資 事業組合	東京都千代田区大手町2丁目3 - 1	5,730	6.23%	5,730	4.96%
長屋 正宏	大阪府吹田市	3,607	3.92%	3,607	3.12%
小川 武重	横浜市青葉区	2,035	2.21%	2,035	1.76%
寶門 行雄	三重県伊勢市	1,000	1.09%	1,000	0.87%
株式会社長屋商会	大阪府茨木市西中条町3番301 号	917	1.00%	917	0.79%
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町2丁目4 - 1	882	0.96%	882	0.76%
大阪証券金融株式会社	大阪市中央区北浜2丁目4 - 6	865	0.94%	865	0.75%
株式会社S B I証券	東京都港区六本木1丁目6 - 1	767	0.83%	767	0.66%
計	-	23,507	25.55%	46,994	40.69%

(注) 1. 平成25年3月31日現在の株主名簿を基準として、別件新株式の発行及び本新株予約権の権利行使を勘案して記載をしております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年3月31日現在の総議決権数に、別件新株式の割当株式数8,327株及び本新株予約権の目的である株式の総数15,160株を合わせた23,487株に係る議決権23,487個を加えて算定しております。
3. 割当予定先であるO a kキャピタル株式会社より、別件新株式及び本新株予約権並びにその行使により取得する当社株式を、当社の業務を支援し企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨の確認書を受領しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

前記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、当社は平成25年5月10日付で策定した新たな「中期経営計画」に基づく新たな成長基盤として取り組むサービス事業の領域及びグローバル市場への事業展開により成長を図る海外事業領域において、収益化するまでに一定の先行投資が生じるため、資金調達を行うことといたしました。

これら成長する事業領域において資金調達を行う必要があるところ、先行投資という資金使途の性質や資金調達コストの優位性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。直接金融による調達手段の中でも、公募増資、株主割当での発行という方法も有りますが、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が集まるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられること及び事業成長のために、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる第三者割当による資金調達が最善であると判断したことによるものであります。また、新株式の発行と新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、新株式の発行により当社の当面の資金需要に対処するとともに、新株予約権の発行により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。また、新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点でも優位性があると判断しております。

別件新株式の発行に加えて本新株予約権がすべて行使された場合、当社株式が別件新株式及び本新株予約権の発行前の発行済株式総数に対して約25.53% (別件新株式発行分: 約9.05%、本新株予約権行使分: 約16.48%) 希薄化することと

なり、大規模な第三者割当に該当しますが、大規模な第三者割当をこの時期に行う主な理由は、次の各号に示す事項を総合的に勘案したためであります。

当社の新たな中期経営計画の遂行に鑑みると、サービス事業領域におけるクラウド型インターネットサービス分野での事業開発・研究開発及び海外事業領域におけるベトナム現地法人の初期段階での基本的な事業開発・研究開発の着手が喫緊の課題であり、これらの実施に係る投資資金の確保が必要不可欠であること

同様に当該中期経営計画の遂行に鑑みると、更なる増収施策が必要であり、サービス事業領域における統合型付加価値サービス分野での事業開発・研究開発及び海外事業領域におけるベトナム現地法人の拡充のための事業開発・研究開発にいち早く着手し、段階的に進めることができるように、これらの実施に係る投資資金の確保の準備が必要不可欠であること

当社の財政状態に鑑みると、現状の手元資金では前記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途(2) 手取金の使途」に記載した事業開発・研究開発を実施するには十分ではなく、投資資金を外部から調達する必要性があり、その中でも第三者割当による資金調達が最善であると判断されること

(参考)平成25年3月31日現在の現金及び預金の額:213,810千円

必要資金を調達するために大規模な第三者割当が必要となり、一時的には既存株主の皆様の株式価値の希薄化という影響は避けられないものの、資金調達により事業成長を図り、当社の中長期的な企業価値を向上させることが、ひいては既存株主の皆様の株式価値の向上につながるものと判断されること

(2) 大規模な第三者割当を行うこととした判断の過程

別件新株式の発行による株式数8,327株及び本新株予約権の目的である株式の総数15,160株を合わせた23,487株に係る割当議決権数は23,487個となり、当社の総議決権数92,002個(平成25年3月31日現在)に占める割合が約25.53%(別件新株式発行分:約9.05%、本新株予約権行使分:約16.48%)となります。したがって、支配株主の異動はないものの、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

しかしながら、今回の資金調達により事業成長を図り、当社の中長期的な企業価値を向上させることが、ひいては既存株主の皆様の株主価値の向上につながるものと判断し、別件新株式及び本新株予約権の発行による総額約3億円の資金調達を行うことを決定いたしました。

さらに、大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条に規定される経営者から一定程度の独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見を求めるため、平成25年7月5日開催の当社取締役会に社外監査役3名(塙幸久氏、高木勇三氏、坂上辰雄氏)に出席してもらい、今回の資金調達の内容及び資金調達を行う理由について可能な限り詳細な説明を行いました。

その結果、同取締役会の中で、「次の各号に示す事項を総合的に勘案した結果、今回の別件新株式及び本新株予約権の募集規模が合理的であり、その必要性及び相当性は認められると判断する。」旨の意見を得ております。

当社の最新の中期経営計画の遂行に鑑みると、サービス事業領域及び海外事業領域における新たな事業開発及び研究開発の実施に係る投資資金の確保を資金調達の目的及び理由とする別件新株式及び本新株予約権の発行は、特段不合理とは判断されないこと

別件新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金の使途及び支出予定時期に特段の問題はなく、調達金額との合理性も認められること

当社の財政状態に鑑みると、現状の手元資金では現在計画中の新たな事業開発及び研究開発を進めることはできず、投資資金を外部から調達する必要性があること

資金調達方法は、公募増資及び株主割当等のその他の調達手段と比較検討した上で決定しており、別件新株式及び本新株予約権の発行による資金調達を選択した判断に特に不合理な点は認められないこと

別件新株式の発行価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に準拠しており、有利発行には該当しないと考えられること

本新株予約権の発行価格は第三者機関が算定した結果に基づき決定していること及び行使価格を含む発行条件並びに算定方法について不合理な点はなく適正であると認められることから、同じく有利発行には該当しないと考えられること

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第16期事業年度)に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降本有価証券届出書提出日(平成25年7月5日)までの間に生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の変更箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。

なお、有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成25年7月5日)現在においてもその判断に変更はなく、また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成25年7月5日)現在において当社が判断したものであります。

4 [事業等のリスク]

～ 略

既存株主の議決権の希薄化に関わるリスク

平成23年7月29日開催の当社取締役会決議に基づき、平成23年8月19日にOakキャピタル株式会社を割当先とする第三者割当による第4回新株予約権を発行しており、第三者割当により同社に割り当てた新株予約権の目的である株式の総数5,720株に係る議決権数は5,720個であります。また、平成25年7月5日開催の当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株式及び第7回新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。新株式の割当株式数8,327株及び第7回新株予約権の目的である株式の総数15,160株を合わせた23,487株に係る議決権数は23,487個であります。

当社の総議決権数は92,002個(直前の基準日である平成25年3月31日現在)であり、新株式の発行に加えて、第4回新株予約権及び第7回新株予約権が全て行使された場合には、同社の保有する議決権数の総議決権数に占める割合は最大約24.09%となり、既存株主の議決権の希薄化につながるようになります。

しかしながら、当社の将来の発展を目的とする、事業開発・研究開発資金に充当することにより業績向上が図れることなどから、今回の資金調達については、中長期的な視点から今後の安定的な会社運営を行っていくために必要な資金調達であり、新株式並びに新株予約権の発行数量及びこれによる議決権の希薄化の規模はかかる目的達成のうえで、合理的であると判断しております。

大株主の変動による経営への影響について

平成23年7月29日開催の当社取締役会決議に基づき、平成23年8月19日にOakキャピタル株式会社を割当先とする第三者割当による第4回新株予約権を発行しており、第三者割当により同社に割り当てた新株予約権の目的である株式の総数5,720株に係る議決権数は5,720個であります。また、平成25年7月5日開催の当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株式及び第7回新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。新株式の割当株式数8,327株及び第7回新株予約権の目的である株式の総数15,160株を合わせた23,487株に係る議決権数は23,487個であります。

当社の総議決権数は92,002個(直前の基準日である平成25年3月31日現在)であり、新株式の発行に加えて、第4回新株予約権及び第7回新株予約権が全て行使された場合には、同社は、当社の総議決権数の最大約24.09%を占める大株主となります。しかしながら、同社より、新株式及び新株予約権並びにその行使により取得する当社株式を、当社の業務を支援し企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨の確認書を受領しております。

資金調達に関わるリスク

平成23年7月29日開催の当社取締役会決議に基づき、研究開発資金の確保を目的として、平成23年8月19日にOakキャピタル株式会社を割当先とする第三者割当による第4回新株予約権を発行しております。また、平成25年7月5日開催の当社取締役会において、事業開発・研究開発資金の確保を目的として、同社を割当予定先とする第三者割当による新株式及び第7回新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。新株予約権については、その性質上、行使価額が市場株価を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり得、そのような状況が継続する場合には、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があります。その場合には、事業開発・研究開発計画の見直しを行うとともに、別途資金調達の検討を進める必要があります。

略

2. 最近の業績の概要

第17期第1四半期会計期間（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）の業績の概要

第17期第1四半期会計期間（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）における売上高の見込みは以下のとおりであります。なお、以下の数値については、決算処理確定前の暫定数値であり、変動する可能性があります。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューも終了しておりません。

売上高以外の指標につきましては、現時点で算出することは困難であり、記載を行うと仮って投資家の皆様の判断を誤らせる恐れがあるため、記載しておりません。

売上高（百万円）	112
----------	-----

3. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第16期事業年度）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成25年7月5日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

〔平成25年6月27日提出臨時報告書〕

1. 提出理由

平成25年6月24日開催の当社第16回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役3名選任の件

取締役として佐藤和紀、佐藤健太郎、安田浩の3氏を選任する。なお、安田浩氏は社外取締役候補者である。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として坂上辰雄氏を選任する。なお、同氏は社外監査役候補者である。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠の社外監査役として太田諭哉氏を選任する。なお、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができる。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	出席議決権 数(個)	賛成率 (%)	可決要件	決議の結果
第1号議案							
佐藤 和紀	30,758	2,299	-	35,124	87.57	(注) 1	可決
佐藤 健太郎	30,764	2,293	-	35,124	87.59	(注) 1	可決
安田 浩	30,772	2,285	-	35,124	87.61	(注) 1	可決
第2号議案							
坂上 辰雄	31,051	2,068	-	35,186	88.25	(注) 1	可決
第3号議案							
太田 諭哉	31,156	1,965	-	35,188	88.54	(注) 1	可決

(注) 1. 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権(92,002個)の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 出席議決権数は、平成25年6月21日午後6時までの議決権行使書(インターネットによる行使を含む)による事前行使の議決権の数及び当日出席した株主の議決権の数の合計であります。

3. 賛成率の計算方法は、出席議決権数に対して、賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

平成25年6月21日午後6時までの議決権行使書(インターネットによる行使を含む)による事前行使の議決権の数及び当日出席の一部の株主から議案の賛成、反対及び棄権の確認ができた議決権の数の集計により、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第16期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月25日 北海道財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	--------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月24日

株式会社ソフトフロント

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮崎 大 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鳴原 泰貴 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソフトフロントの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソフトフロントの平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ソフトフロントの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ソフトフロントが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。